



発表項目	飲食事業者等感染防止対策補助金のお知らせについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
	<p>道では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが行う感染防止対策強化に要する設備・機器の導入に係る補助制度を次のとおり創設し、7月30日より申請の受付を開始しますのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 補助金名</b> 飲食事業者等感染防止対策補助金</p> <p><b>2 補助対象者</b> 道内の中小企業者で、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者（※別途要件あり） 例) 飲食店、キッチンカー、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム等</p> <p><b>3 補助対象経費</b> アクリル板、非接触体温計、換気扇、CO2センサー等</p> <p><b>4 補助上限額等</b> 補助上限額：75,000円 補助率：3 / 4 以内</p> <p><b>5 申請受付期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニング受講期間 第1回目 令和3年(2021年)7月30日(金)～8月13日(金) 第2回目 令和3年(2021年)9月1日(水)～9月17日(金)</li> <li>・申請受付期間 令和3年(2021年)7月30日(金)～11月19日(金)</li> </ul> <p><b>6 申請手引・申請書等の入手方法</b> ホームページ <a href="https://elearning.hokkaido.jp/">https://elearning.hokkaido.jp/</a> ※総合振興局・振興局、市町村において申請手引・申請書等を配置予定</p> <p><b>7 お問い合わせ先</b> 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局 011-330-8299 (コールセンター) 対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ</p>		
参 考	詳細は、添付資料をご参照下さい。		
報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策強化に取り組まれる事業者の皆様に幅広くご活用いただくため、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担 当 (連絡先)	北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (担当者: 大嶋) TEL ダイヤルイン 011-204-5331 内線 26-205		

# 飲食事業者等感染防止対策補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。



## 補助金額

**補助上限額：75,000円**      **補助率：3/4以内**

※補助対象の金額は税抜、補助金額は千円未満切り捨て  
※申請は1事業者につき1回限り

## 申請受付



■eラーニング受講期間    ※各回先着順

**【第1回目】 2021年7月30日(金)～ 8月13日(金)**  
**【第2回目】 2021年9月 1日(水)～ 9月17日(金)**

※ご注意ください！

- ・補助金の申請にはeラーニングを受講し、修了証を取得いただく必要があります。(eラーニングを受講できない方はコールセンターまでご連絡ください。)
- ・各回先着順での受付となり、各回の予定数に達した時点で受講を締切ります。(受講状況は事務局ホームページでお知らせします。)

■申請受付期間

**2021年7月30日(金)～ 11月19日(金) ※消印有効**

※ご注意ください！

- ・eラーニングの受講修了証をお持ちでない方の申請は受理できません。
- ・事前にeラーニングを受講し、受講修了証の発行を受けてください。

## 補助対象者

※裏面の申請要件を全て満たす必要があります。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する道内の中小企業者（道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者）で道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

（例）飲食店、キッチンカー、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム等

対象経費等は裏面をご覧ください。➡

## 対象経費

令和3年6月18日から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

具 体 例	①飛沫感染予防対策	アクリル板、防護スクリーン ※ビニールカーテンは対象外
	②接触感染予防対策	非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、非接触オーダーシステム
	③換気による感染予防対策	空気清浄機(※)、サーキュレーター、換気扇、CO2センサー ※性能等の基準あり
	④その他	上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象

## 申請要件

- ①業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。
- ②事務局の制作したeラーニングを事前に受講し、感染防止対策に係る計画を策定すること。
- ③事務局が行う現地確認調査に応じること。
- ④補助対象として申請した備品等に関して、国、市町村等が実施する他の補助金等を申請・受給していないこと。
- ⑤飲食事業者においては、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。

## 申請方法等



- ①事務局ホームページ又はQRコードからeラーニングを受講し、修了証を受領
- ②申請書の様式を用いて感染防止対策に係る計画を策定
- ③申請書を郵送(簡易書留等)にて送付



〒060-8791 飲食店事業者等感染防止対策補助金事務局  
(※住所の記載は不要)

※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の追跡かつ配達時に受取確認ができるもので郵送してください。

※郵便料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※申請書類等は以下の事務局ホームページよりダウンロードすることが可能です。 <https://elearning.hokkaido.jp/>

【お問合せ先】 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局  
011-330-8299 (専用ダイヤル)

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ



北海道

※本事業は、北海道の補助事業により「飲食事業者等感染防止対策支援事業費補助金」実施コンソーシアムが事務局となり、実施するものです。